

八丈町ごみ処理問題協議会要綱（H30.4 改正）

（設置）

第1条 八丈町の廃棄物処理を効率的かつ適正に行い、併せて環境保全にも十分配慮した、衛生的で快適な生活環境の推進を図るために、八丈町ごみ処理問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員をもって構成するワーキンググループを置くことができる。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) ごみ処理に係る出し方（分別の徹底など）に関すること。
- (2) 収集区分の変更やステーションの見直しに関すること。
- (3) ごみ減量化の推進に関すること。
- (4) 不法投棄・不適正処理の防止に関すること。
- (5) その他、廃棄物に関すること。

（構成）

第3条 協議会は、町長が委嘱する各種団体代表者及び一般公募者等26名以内をもって構成する。

2 ワーキンググループは、協議会委員の中から10名以内を互選し構成する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役職）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長及び副会長は委員の互選とする。

3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は必要の都度町長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員のうち各種団体代表者については、都合により会議に出席できないときは、会長の承認を得て代理人を出席させることができる。

4 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、八丈町住民課環境係とする。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。